

サーキュラー No.3-001「航空機の整備及び改造について」新旧対照表（1／6）

改正案	現行	備考
整理番号 No.3-001	整理番号 No.3-001	
昭和39年11月2日 制定 (略) 平成23年6月30日 一部改正（国空機第282号） <u>平成xx年x月xx日 一部改正（国空機第xxx号）</u>	昭和39年11月2日 制定 (略) 平成23年6月30日 一部改正（国空機第282号）	
サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長	サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長	
件名：航空機の整備及び改造について	件名：航空機の整備及び改造について	
1. 総則 1-1 目的 本サーキュラーは、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第10条第1項による耐空証明を有する航空機について整備又は改造を行う場合に、それが法第16条第1項の修理改造検査の対象となる作業か、法第19条第1項による航空機整備改造認定事業場による作業の実施及び確認が義務づけられる作業か、法第19条第2項による一等航空整備士若しくは二等航空整備士（以下「航空整備士」という。）、一等航空運航整備士若しくは二等航空運航整備士（以下「航空運航整備士」という。）若しくは航空工場整備士（これらの整備士を総称して以下「有資格整備士」という。）の確認のみでよい作業か、又は有資格整備士の確認を必要としない作業かの区別及び作業実施後に必要な処置を明確にし、それぞれの区分に属する作業の具体例を別表に示したものである。 (略)	1. 総則 1-1 目的 本サーキュラーは、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第10条第1項による耐空証明を有する航空機について整備又は改造を行う場合に、それが法第16条第1項の修理改造検査の対象となる作業か、法第19条第1項による航空機整備課遺贈認定事業場による作業の実施及び確認が義務づけられる作業か、法第19条第2項による一等航空整備士若しくは二等航空整備士（以下「航空整備士」という。）、一等航空運航整備士若しくは二等航空運航整備士（以下「航空運航整備士」という。）若しくは航空工場整備士（これらの整備士を総称して以下「有資格整備士」という。）の確認のみでよい作業か、又は有資格整備士の確認を必要としない作業かの区別及び作業実施後に必要な処置を明確にし、それぞれの区分に属する作業の具体例を別表に示したものである。 (略)	誤記訂正
1-2～1-3 (略)	1-2～1-3 (略)	
1-4 記録 1-4-1 (略)	1-4 記録 1-4-1 (略)	

サーキュラー No.3-001「航空機の整備及び改造について」新旧対照表 (2/6)

改正案	現行	備考
1-4-2 点検表等への記載 (略) a. (略) b. <u>使用者</u>の当該記録用紙に対する様式番号又は記号 c. ～g. (略) 1-4-3 (略) 1-5 (略)	1-4-2 点検表等への記載 (略) a. (略) b. <u>運航者</u>の当該記録用紙に対する様式番号又は記号 c. ～g. (略) 1-4-3 (略) 1-5 (略)	文言の統一。
2. 保守 2-1 軽微な保守 保守のうち次に掲げるような特別な知識・経験を必要とせずに実施できる作業。軽微な保守に相当する作業は、有資格整備士の確認を必要としないが、相当の経験、知識及び技能を有する作業者、当該航空機の操縦に係る技能証明を有し、かつ、当該航空機の整備に係る教育訓練を受けたパイロット又は有資格整備士の指導の下にある作業者により行われることを原則とする。 a. (略) b. 耐空類別が飛行機輸送 C 又は飛行機輸送 T のいずれでもない航空機に係る飛行前点検（航空機が着陸してから、次の飛行に出発する前までの間に行う整備点検作業（当該点検作業において不具合が発見されたときの不具合は正処置及び発動機の試運転を除く。）をいう。以下同じ。）（点検項目に一般的保守以上の作業を含むものを除く。）<u>(注)</u>	2. 保守 2-1 軽微な保守 保守のうち次に掲げるような特別な知識・経験を必要とせずに実施できる作業。軽微な保守に相当する作業は、有資格整備士の確認を必要としないが、相当の経験、知識及び技能を有する作業者、当該航空機の操縦に係る技能証明を有し、かつ、当該航空機の整備に係る教育訓練を受けたパイロット又は有資格整備士の指導の下にある作業者により行われることを原則とする。 a. (略) b. 耐空類別が飛行機輸送 C 又は飛行機輸送 T のいずれでもない航空機に係る飛行前点検（航空機が着陸してから、次の飛行に出発する前までの間に行う整備点検作業（当該点検作業において不具合が発見されたときの不具合は正処置及び発動機の試運転を除く。）をいう。以下同じ。）（点検項目に一般的保守以上の作業を含むものを除く。）	下記の『(注)』を呼び出す。（自家用機の飛行前点検の設定に係る注記。）
2-2 一般的保守 保守のうち次に掲げるような、軽微な保守に該当しない作業 a. ～c. (略) d. 耐空類別が飛行機輸送 C 又は飛行機輸送 T のいずれかである航空機に係る飛行前点検（点検項目が<u>全て軽微な保守以下の作業</u>を除く。）<u>(注)</u> e. (略)	2-2 一般的保守 保守のうち次に掲げるような、軽微な保守に該当しない作業 a. ～c. (略) d. 耐空類別が飛行機輸送 C 又は飛行機輸送 T のいずれかである航空機に係る飛行前点検（点検項目に<u>軽微な修理以上の作業を含むもの</u>を除く。） e. (略)	耐空類別飛行機輸送 C 又は T 類の飛行前点検であっても、作業内容により、軽微な保守として取り扱うことができるよう明記。 下記の『(注)』を呼び出す。（自家用機の飛行前点検の設定に係る注記） 自家用機の飛行前点検の設定要件は、飛行機輸送 C 又は T に限らないため、「飛行機

サーキュラー No.3-001「航空機の整備及び改造について」新旧対照表 (3/6)

改正案	現行	備考
		輸送 C 又は飛行機輸送 T のいずれかである」を削除。 また、2-2 項のみにかかる (注) であったものを、2 項「保守」全体に係る注記とする。
(注) 自家用航空機に係る飛行前点検については、サーキュラーNo.3-024「自家用航空機の整備について」の2-2-1項の注意書きを参照すること。		自家用航空機の飛行前点検については、設計製造者が設定していなければ、実施しなくてもよい旨、3-024 に明記する予定。左記の注意書きで 3-024 を参照するよう明確化する。 <u>2 項「保守」全体に係る注記として記載する。</u>
3. 修理 (略) 3-1～3-2 (略)	3. 修理 (略) 3-1～3-2 (略)	
3-3 大修理 修理のうち、耐空性に影響を及ぼす作業（軽微な修理を除く。）であって、耐空証明、型式証明、追加型式設計（STC）若しくは同等 STC により承認されていない、又は型式承認若しくは仕様承認のいずれも受けていない装備品又は部品を用いるもの及び次に掲げるような耐空性に大きな影響を及ぼす複雑な作業。 (削除)	3-3 大修理 修理のうち、耐空性に影響を及ぼす作業（軽微な修理を除く。）であって、耐空証明、型式証明、追加型式設計（STC）若しくは同等 STC により承認されていない、又は型式承認若しくは仕様承認のいずれも受けていない装備品又は部品を用いるもの及び次に掲げるような耐空性に大きな影響を及ぼす複雑な作業。 <u>また、タービン発動機のモジュールオーバーホールの修理区分については、サーキュラーTCL-130「モジュール構造をもつ小型タービン発動機の修理について」による。</u>	タービン発動機のモジュールオーバーホールについては、サーキュラーTCL-130 を廃止し、新たにサーキュラー3-006 を制定するため、左記記載を削除する。
a.～e. (略)	a.～e. (略)	
4. 改造 4-1 (略)	4. 改造 4-1 (略)	
4-2 大改造 改造のうち次に掲げるような小改造に含まれない作業 a. 航空機の重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性等に重大な影響を及ぼす作業	4-2 大改造 改造のうち次に掲げるような小改造に含まれない作業 a. 航空機の重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性等に重大な影響を及ぼす作業	耐空性への影響度にかかわらず、国の承認を受けていない設計変更による改造は、大

サーキュラー No.3-001「航空機の整備及び改造について」新旧対照表（4／6）

改正案	現行	備考
b. 当該型式の航空機に装備することを承認されていない 装備品又は部品を用いて行う作業	b. 当該型式の航空機に装備することを承認されていない 装備品又は部品を用いて行う作業 <u>であって耐空性に重大な 影響を及ぼすもの</u>	改造にあたるため、「耐空性に重大な影響を 及ぼす設計変更であって、」という限定を削 除。
5. 騒音に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造 (略)	5. 騒音に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造 (略)	
6. 発動機排出物に影響を及ぼすおそれのある修理又は改 造 (略)	6. 発動機排出物に影響を及ぼすおそれのある修理又は改 造 (略)	
附則 (略) <u>附則（平成 xx 年 xx 月 xx 日）</u> <u>1. 本サーキュラーは、平成 xx 年 xx 月 xx 日から適用 する。</u>	附則 (略)	
別表 1. 保守 1-1. 軽微な保守 (略) 1-2 一般的保守 1-2-1. 機体関係 (略) 1-2-2. 動力装置関係 (略)	別表 1. 保守 1-1. 軽微な保守 (略) 1-2 一般的保守 1-2-1. 機体関係 (略) 1-2-2. 動力装置関係 (略)	
1-2-3 装備品関係 a. ～l. (略) m. 定期的に行われるソフトウェアのデータ・ベースの交 換又は当該ソフトウェアのローディング (<u>航法用 (NAV) データ及び In Flight Entertainment 用データ 等、耐空性に影響のないものに限る。</u>)	1-2-3 装備品関係 a. ～l. (略) m. 定期的に行われるソフトウェアのデータ・ベースの 収録物の交換又は当該ソフトウェアのローディング (耐 空性に影響のないものに限る。)	NAV データの ローディング作業は一般的 保守として整理する。また、In Flight Entertainment のメディアデータについて は、耐空性に与える影響がないことが明確 なため、追記し明確化を図る。
2. 修理 2-1. 軽微な修理 2-1-1. 機体関係 (略)	2. 修理 2-1. 軽微な修理 2-1-1. 機体関係 (略)	
2-1-2 装備品関係	2-1-2 装備品関係	

サーキュラー No.3-001「航空機の整備及び改造について」新旧対照表 (5/6)

改正案	現行	備考
次に掲げる装備品の交換 a.次に掲げるような機能試験を機体装備のままで行う装備品又は装備品の交換後に行う機能確認が簡単なセルフ・テスト機能、BITE 機能等の自己診断機能等※により容易にできるものの交換 ①酸素系統に接続される酸素ボトル ②In Flight Entertainment System ③無線電話 <u>(VHF や HF など)</u> ④機内通信システム (PA、FI、SI、PES など) ⑤その他の通信システム (ACARS、SELCAL など) ⑥ATA35 (OXYGEN)、38 (WATER - WASTE) の装備品 <u>(保守作業に該当するものを除く。)</u> ※「簡単なセルフ・テスト機能、BITE 機能等の自己診断機能等」とは、以下のような条件を満足するものとする。 ・システムの健全性が Switches、BITE、CMC などを用いて確認できるもの。 ・TEST 結果が Go/No Go や FAIL/PASS Indication のように一つの値で判明する、もしくは TEST 結果の数値が MM や TSM 等に記載されている許容範囲のパラメータで判明するような、TEST 結果の解釈が必要ないもの。 ・AOA のテストで使用する Protractor のような External Test Equipment を用いての確認を必要としないもの。	次に掲げる装備品の交換 a.次に掲げるような機能試験を機体装備のままで行う装備品又は装備品の交換後に行う機能確認が簡単なセルフ・テスト機能、BITE 機能等の自己診断機能等により容易にできるものの交換 ①酸素系統に接続される酸素ボトル ②In Flight Entertainment System ③無線電話 (新設)	・別表 2-1-2a 項に該当するコンポーネントを明確化。 ・別表 2-1-2a 項に関連装備品や実施できるテストを明確化する。
b. (略)	b. (略)	
c. 次に掲げるようなものであって、分解作業及び機能確認を要する装備品又は仕様承認を受けた装備品の修理又は交換 (1-1-1k 項に該当するものを除く。) ① 座席 <u>(操縦室の座席を除く。)</u>	c. 次に掲げるようなものであって、分解作業及び機能確認を要する装備品又は仕様承認を受けた装備品の修理又は交換 (1-1-1k 項に該当するものを除く。) ①座席	

サーキュラー No.3-001「航空機の整備及び改造について」新旧対照表 (6/6)

改正案	現行	備考
② リッター ③ 寝台	②リッター ③寝台	
2-2. 小修理 (略)	2-2. 小修理 (略)	
2-2-1 (略) 2-2-2 (略)	2-2-1 (略) 2-2-2 (略)	
2-2-3 装備品関係 a. ～ m. (略)	2-2-3 装備品関係 a. ～ m. (略)	
n. 定例的に行われるソフトウェアのデータ・ベースの 収録物の交換又は当該ソフトウェアのローディング (耐 空性に影響を 及ぼすものに限る。)	n. 定例的に行われるソフトウェアのデータ・ベースの 収録物の交換又は当該ソフトウェアのローディング (耐 空性に影響を 及ぼさないものを除く。)	表現の適正化
o. (略)	o. (略)	
2-3. 大修理 2-3-1 機体関係 a. 次に掲げるような主要構造部材等の強度増加、補 強、継合せ、製作等を伴う修理及び材料の変更を伴う修 理	2-3. 大修理 2-3-1 機体関係 a. 次に掲げるような主要構造部材等の強度増加、補 強、継合せ、製作等を伴う修理及び材料の変更を伴う修 理	
①～⑮ (略)	①～⑮ (略)	
⑯スキー又はスキー・ペDESTAL ⑰操縦輪若しくは操縦桿、ペダル、トルク・チューブ、ブ ラケット又はホーンのような操縦系統の部品	⑰スキー又はスキー・ペDESTAL ⑱操縦輪若しくは操縦桿、ペダル、トルク・チューブ、ブ ラケット又はホーンのような操縦系統の部品	誤記訂正
b.～f. (略)	b.～f. (略)	
3. 改造 3-1 小改造 3-1-1 機体関係 a.～c. (略) d. 構造部材の板厚の増加であって設計又は形状の大変更 と ならないもの e.～g. (略)	3. 改造 3-1 小改造 3-1-1 機体関係 a.～c. (略) d. 構造部材の板厚の増加であって設計又は形状の大変更 と なるもの e.～g. (略)	誤記訂正
3-1-2～3-1-3 (略)	3-1-2～3-1-3 (略)	
3-2 (略)	3-2 (略)	